消 防 局 告 示 番 号	消防局告示名	公布年月日
消防局告示 第 2 号	さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正す る告示	平成31年3月18日
消防局告示 第 4 号	さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する 告示	平成31年3月29日
消防局告示 第 5 号	さいたま市防火基準適合表示規程の一部を改正する告 示	平成31年3月29日

さいたま市消防局告示第2号

さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市消防署の組織に関する規程(平成13年さいたま市消防本部告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	77.11	
* * ***	改正前	
(分掌事務)	(分掌事務)	
第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとお	第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとお	
りとする。	りとする。	
管理指導課	管理指導課	
(1)~(8) [略]	(1)~(8) [略]	
(9) さいたま市火災予防条例(平成13年さいた	(9) さいたま市火災予防条例(平成13年さいた	
ま市条例第281号。以下「条例」という。)	ま市条例第281号。以下「条例」という。)	
に基づく <u>届出等</u> 及び指導(他の所管に属するも	に基づく <u>届出</u> 及び指導(他の所管に属するもの	
のを除く。)に関すること。	を除く。)に関すること。	
(10) 防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関	(10) 条例第69条の2第1項の規定による防火対	
すること。	象物の消防用設備等の状況の公表に関すること。	
【11)~(16)	(11)~(16) [略]	
消防1課及び消防2課	消防1課及び消防2課	
(1) [略]	(1) [略]	
(2) 条例に基づく届出等及び指導(他の所管に属		
<u>するものを除く。)に関すること。</u>		
(<u>3)</u> [略]	<u>(2)</u> [略]	
(4) [略]	<u>(3)</u> [略]	

- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) 管轄内の消防対象物の査察に関すること。
- (8) 管轄内の火災予防の普及啓発に関すること。
- (9) [略]
- (10) 管轄内の応急手当の普及啓発に関すること。
- (11) [略]

- (8) 条例の届出等に関すること。
- (9) 消防訓練に関すること。
- (10) [略]

「略〕

(7) [略]

(6)

(11) 管轄内の応急手当の<u>普及及び啓発</u>に関すること。

(4) 管轄内の消防対象物の査察に関すること。 (5) 管轄内の火災予防の普及啓発に関すること。

(12) [略]

- (12) [略]
- (13) 消防訓練に関すること。
- (14) 資機(器) 材の維持管理に関すること。
- 2 [略]

(出張所)

第10条 「略]

 $2 \sim 4$ [略]

- 5 出張所の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 条例に基づく届出等及び指導(他の所管に属するものを除く。) に関すること。
 - (4) [略]
 - <u>(5)</u> [略]
 - (6) 救助業務に関すること。
 - <u>(7)</u> [略]
 - (8) 管轄内の消防対象物の査察に関すること。
 - (9) 管轄内の火災予防の普及啓発に関すること。
 - (10) [略]
 - (11) 管轄内の応急手当の普及啓発に関すること。
 - <u>(12)</u> [略]
 - (13) 資機(器) 材の維持管理に関すること。
- 6 [略]

別表 (第10条関係)

名	称	位置
[略]		
さいたま市	[略]	
見沼消防署	東大宮出張 所	[略]
	春野出張所	さいたま市見沼区 春野2丁目6番1 号
[略]		

- (13) [略]
- (14) 資機材の維持管理に関すること。
- 2 [略]

(出張所)

第10条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

- 5 出張所の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 管轄内の消防対象物の査察に関すること。
 - (4) 管轄内の火災予防の普及啓発に関すること。
 - (5) [略]
 - (6) [略]
 - (7) 条例の届出等に関すること。
 - (8) [略]
 - (9) [略]
 - (10) 管轄内の応急手当の<u>普及及び啓発</u>に関すること。
 - [11] [略]
 - (12) 救助業務に関すること。
 - (13) <u>資機材</u>の維持管理に関すること。
- 6 「略]

別表 (第10条関係)

名	称	位	置	
[略]				
さいたま市	[略]			
見沼消防署	東大宮出張所	[略]		
[略]				

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局告示第4号

さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示

さいたま市消防同意等事務処理規程(平成28年さいたま市消防局告示第2号)の 一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 別表(第6条、第10条、第14条、第15条、第 別表(第6条関係) 16条、第19条、第23条関係) [略] [略] 備考 [略] 備考 [略] 様式第10号(第16条関係) 様式第10号(第16条関係) 消防用設備等工事計画届出書 消防用設備等工事計画届出書 「略] 「略] 備考 備考 1 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4と 囲むこと。 すること。 2 ※印の欄は、記入しないこと。 2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で 3 平面図(機器等の配置を明記したものを含 囲むこと。 む。)、その他必要と認められる図書を添付 3 ※印の欄は、記入しないこと。 すること。 4 平面図(機器等の配置を明記したものを含 む。)、その他必要と認められる図書を添付 <u>すること。</u>

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局告示第5号

さいたま市防火基準適合表示規程の一部を改正する告示

さいたま市防火基準適合表示規程(平成26年さいたま市消防局告示第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(3) 以上後即力が今付任することは、当成以上後即力を加える。			
改正後	改正前		
様式第1号(第4条関係)	様式第1号(第4条関係)		
[略]	[略]		
備考 色彩は、地を紺色、その他のものにあって	備考		
は銀色とする。	1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。		
	2 色彩は、地を紺色、その他のものにあって		
	<u>は銀色とする。</u>		
様式第2号(第4条関係)	様式第2号(第4条関係)		
[略]	[略]		
備考 色彩は、地を紺色、その他のものにあって	備考		
は金色とする。	1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。		
	2 色彩は、地を紺色、その他のものにあって		
	は金色とする。		

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。